

あわの農山漁村（ふるさと）魅力創生事業（農山漁村（ふるさと）活性化モデル事業のうち「棚田保全活用タイプ」） 募集要領

1 目的

棚田は、急峻な地形を巧みに利用した農業生産活動を通じて、県土や環境の保全、水資源の涵養など、多面的な公益的機能を発揮しているとともに、下流域や周辺地域の農業の展開や活性化を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、近年の過疎化、高齢化により、棚田の良好な維持保全が困難になっている状況である。

このことから、県内の棚田地域において行う棚田の保全・活用を目的とした取り組みを支援することにより、やすらぎを与えてくれる農山漁村地域の美しい原風景を維持するとともに、地域の活性化につなげることを目的とする。

2 事業実施について

本事業の要件にあった企画提案を募集し、審査により選定した提案者との間で委託契約を締結する。

3 提案事業について

（1）提案事業の内容

県内の棚田地域において行う棚田の保全・活用を目的とした取り組みの企画提案を募集する。ただし、棚田の保全及び活用事業の両方の取り組みを実施すること。

また、棚田の保全及び活用とも、地域住民との連携や地域住民が参加する取り組みを実施すること。

①棚田の保全事業

<参考>

- ・棚田保全に係る活動計画の策定
- ・棚田保全手法の調査・研究
- ・棚田の保全活動を行う人材の育成
- ・棚田の遊休農地の解消及び畦道・水路等の補修 等

②棚田の活用事業

<参考>

- ・棚田のイメージアップにつながるPR活動
- ・棚田を活用したイベントの開催 等

（2）事業の実施期間

契約締結日から令和6年3月15日までの間

※採択後の実際の事業期間については、別途、提案者と農山漁村振興課が協議の上、決定するものとする。

（3）事業限度額

1事業当たりの限度額は、300千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

4 企画提案への応募資格について

徳島県内の棚田地域（地形勾配が20分の1以上の農地が団地の半分以上を占める地域）において、棚田の保全・活用の取り組みをしようとする団体（以下、「団体」という。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすもの。

<参考>棚田地域について

とくしまの棚田 <https://www.tokushima-nousangyoson.net/tanada/>

- (1) 主たる事務所及び活動拠点が徳島県内にあること。
- (2) 定款、規約又はそれに相当する文書を有していること。
- (3) 2人以上の会員を有すること。
- (4) 「棚田の保全事業」及び「棚田の活用事業」両方の取り組みを実施すること。
- (5) 会員の中から本事業に係る経理事務等の業務を担う代表者を選定すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 政治上の主義もしくは施策、又は、宗教上の教義を推進し、指示し、又はこれに反対する活動を行っていないこと。

5 対象経費について

- (1) 対象経費は、事業の実施に必要な、次に定める経費とする。

対象経費	内 容
報償費※	講師、専門家等への謝礼
旅費	実施に必要な交通費、講師等の費用弁償
消耗品費	実施に必要な資材費、事務用品等
印刷製本費	資料、チラシ、アンケート、看板作成等
役務費	実施に必要な通信費、郵便費、保険料等
使用料・ 賃借料	実施に必要な会場及び施設等の使用料、機械・備品の賃借料、 車両借上料、高速道路使用料
その他	県が特に必要と認める経費

※報償費は、委託契約額の2分の1以内を原則とする。

なお、2分の1を超える場合は、その理由を添付すること。

(2) 次の経費は、交付対象経費から除く。

①賃金※

- ②会議、研修会、交流会の開催等に伴う飲食費
- ③日常的な運営経費（車両の燃料費、電話代・プロバイダー料等）
- ④機械・機器等の備品購入費
- ⑤土地・建物等を取得するための経費
- ⑥施設や設備を設置または改修するための経費
- ⑦国や地方公共団体等の他の機関から助成等を受けている経費

※次の経費については、「賃金」として取り扱う。

- ・団体会員や地元住民等が自ら行う業務などに対して支出する経費
- ・同一年度に企画提案の応募を行った団体間で、相互に団体役員等を招聘することに
対し支出する経費など

6 提出書類

(1) 企画提案書の提出

- ① 提出書類（各3部提出）
 - ア 企画提案書（様式第1号）
 - イ 団体等概要書（様式第2号）
 - ウ 定款，規約又はそれに相当する文書
- ② 提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

(3) 提出先及び問合せ先

徳島県農林水産部
農山漁村振興課 振興・創生担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電子メール tanada@mail.pref.tokushima.jp
電 話 088-621-2486
ファクシミリ 088-621-2859

7 企画提案応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合、失格又は無効となる。

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・応募資格の要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・実施要項に違反すると認められる場合
- ・提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- ・その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ・応募は1団体につき、1件とする。
- ・提出された企画提案書等の提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ・業務を受託した団体（以下、「受託者」という。）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、徳島県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ・県から委託するモデル事業として実施するため、採択された団体については、団体名、代表者名、団体の連絡先、事業内容をHP等で公開する。
- ・委託業務により知り得た秘密は、他者に漏洩しないこととする。
- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ・当事業は国の基金を財源としているため、会計検査院による実地検査の対象となる。

8 審査

受託者選定委員会（以下、「委員会」という。以下同じ。）を設置し、委員会において、企画提案書等を次に掲げる項目について審査する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて、委員会又は委員会事務局によるヒアリングを実施する場合がある。

項目	内容
協働性	地域の特性を活かした取り組みであること。 地域の連携が取れていること。
創造性	新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること。
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。 実行可能な方法、計画、予算が立案されていること。
目標・効果	地域の活性化が期待できること。 他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

9 採択・決定等

- (1) 採択する事業は、予算の範囲内で決定する。
- (2) 採択した事業については、実施方法、委託額などについて条件を付す場合がある。
- (3) 採択した事業について、事業実施中に進捗状況等について、県から聞き取りを行う場合がある。
- (4) 委託額については、経費の内容を精査の上、決定する。
- (5) 審査の結果については、選定後、提案者宛て通知する。なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じない。

10 日 程

令和5年5月 2日（火）	募集開始
令和5年5月31日（水）	企画提案書の提出締切り
令和5年6月上旬	選定委員会の開催
令和5年6月中旬	選定結果通知・見積書徴収・契約締結

11 経理処理について

- (1) 受託者は、本事業に係る経理処理について、他の経理と明確に区別した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにしておくこと。
- (2) 経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

12 前金払について

当事業の委託契約は、受託者と協議の上、県が事業実施に当たり必要と認める場合は、一部又は全部の前金払を可能とする。

13 事業報告等

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を県に提出するものとする。

